

## 北上地区消防組合告示第9号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の施行規程の全部を改正する告示を次のように定める。

令和2年12月15日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋 敏彦

液化石油ガス貯蔵施設等の許可に対する消防長の意見書の交付に関する  
規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の施行規程（昭和49年北上地区消防組合告示第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第36条第2項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「規則」という。）第56条第2項の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（意見書の交付申請）

第2条 規則第15条で定める量以上の液化石油ガスを貯蔵する貯蔵施設又は規則第21条で定める特定供給設備（以下「貯蔵施設等」という。）の設置又は変更の許可について意見書の交付を受けようとする者は、意見書交付申請書（様式第1号）により消防長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 貯蔵施設等設置許可申請書の写し又は変更許可申請書の写し
- (2) 貯蔵施設等の位置（他の施設との位置関係を含む。）及び構造並びに付近の状況を示す図面
- (3) 防火管理の計画

（意見書の交付）

第3条 消防長は、第2条第1項の申請書を受理したときは、申請内容を審査し、意見書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

附 則

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

※ 整理番号	第	号
※ 受理年月日	年	月 日
※ 交付年月日	年	月 日
※ 交付番号	第	号

意見書交付申請書

年 月 日

北上地区消防組合消防本部  
消防長 様

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定めるところにより、貯蔵施設等の許可を受けたいので、同法第36条第2項又は同法施行規則第56条第2項に定める意見書を交付されたく別添関係書類を添えて申請いたします。

注 ※印欄は、記入しないこと。

様式第2号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

岩手県知事 様

北上地区消防組合消防本部  
消防長 印

意見書

年 月 日付で から、  
液化石油ガスの貯蔵施設等の設置許可（変更許可）を受けるため、意見を求めてきた  
が、これについての意見は、次のとおりである。

記